

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和元年度）

住 所

大阪市福島区海老江一丁目1番24号

事業者名

阪神電気鉄道株式会社

代表者名（役職名及び氏名）

代表取締役・社長 秦 雅夫

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる 鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
西元町駅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上り線ホームとコンコースを結ぶエレベーターを1基設置する。(2019年度)</li> <li>・下り線ホームとコンコース及びコンコースと地上を結ぶ改札内外切替式エレベーターを1基設置する。(2019年度)</li> <li>・多機能トイレを1箇所設置する。(2019年度)</li> </ul>	計画の通り実施済み
大開駅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上り線ホームとコンコースを結ぶエレベーターを1基設置する。(2021年度予定)</li> <li>・下り線ホームとコンコースを結ぶエレベーターを1基設置する。(2021年度予定)</li> <li>・コンコースと地上を結ぶエレベーターを1基設置する。(2021年度予定)</li> <li>・多機能トイレを1箇所設置する。(2020年度予定)</li> </ul>	詳細設計に着手
大阪梅田駅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可動式ホーム柵を1番ホームへ導入する。(2021年度予定)</li> <li>・可動式ホーム柵を2番ホームへ導入する。(2022年度予定)</li> <li>・可動式ホーム柵を3番・4番ホームへ導入する。(2023年度予定)</li> </ul>	
神戸三宮駅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可動式ホーム柵を1番・3番ホームへ導入する。(2020年度予定)</li> </ul>	計画の通り実施中

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
改札ロインターホンの改良	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本線・阪神なんば線・西大阪延伸（阪神なんば線）・武庫川線（駅務室のない東鳴尾、洲先を除く。）において、駅係員不在時にお客様にご利用いただくインターホンを、カメラや画面を用いた筆談や資料提示によるご案内機能や、音声案内によりインターホンの位置をお知らせする機能を設けたものに改良した。(2019年11月)</li> </ul>	計画の通り実施済み

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ホームページ及び案内表示器の充実 駅構内での自動音声案内の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページでの情報提供のきめ細やかな更新、ホーム及びコンコースにおける案内表示器での情報提供。</li> <li>・大開駅のバリアフリー化工事にあわせて、音声・音響による案内設備を整備する。(2020～2021年度)</li> <li>・大阪梅田駅の改良工事にあわせて、改札口や触知案内板の案内を音響案内から音声案内によるものに改良する。(2019～2023年度)</li> </ul>	<p>計画の通り実施済み</p> <p>計画の通り実施中</p>

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
業務研究会 障害者の接遇に関する民間資格の取得促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、各種運動期間に業務研究会を開催しており、その機会を捉え接遇教育を行っている。</li> <li>・運輸現業社員のサービス介助士資格習得を推進する(取得費用については会社負担)。</li> </ul>	<p>駅係員、乗務員全員に対し接遇教育を2回実施</p> <p>新入社員を含め全員取得</p>

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

<p>・ホーム駅構内の自動放送に於いて目の不自由な障がい者に対する「声かけ、見守り運動」を実施している案内に併せ、他のお客様にもご協力していただけるように協力依頼の自動放送を適宜実施した。</p>
--

(3) その他

<p>特になし</p>
-------------



第2号様式（日本産業規格A列4番）

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和元年度）

住 所 大阪市福島区海老江一丁目1番24号

事業者名 阪神電気鉄道株式会社  
代表者名（役職名及び氏名） 代表取締役・社長 秦 雅夫

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	○
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	